

指定通所介護 第一号通所事業
運営規程

社会福祉法人 愛生会

愛生苑デイサービス かがやき

愛生苑デイサービス かがやき 運営規程

(事業の目的)

第 1 条

この規程は、社会福祉法人愛生会（以下「事業者」という。）が開設する愛生苑デイサービスかがやき（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護 {第一号通所事業}の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態 {第一号通所事業にあつては要支援状態}にある高齢者等(以下「要介護者 {要支援者}」という。)に対し、適正な指定通所介護{第一号通所事業}を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の従事者は、可能な限り、利用者が居宅において、その有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるように努めるものとする。

2 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 愛生苑デイサービス かがやき
- (2) 所在地 千葉県八千代市大和田新田346-1

(職員の職種、人数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、事業者、従事者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 生活相談員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従1人以上
生活相談員は、利用者又はその家族との相談の上、通所介護計画を作成し、サービスの提供方法等について十分な説明を行う。
- (3) 看護職員 営業日ごと1人以上
看護職員は、利用者の健康管理を行う。
- (4) 介護職員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従3人以上
介護職員は、通所介護計画に基づき、利用者に必要な介護を行う。
- (5) 機能訓練指導員 営業日ごと1人以上
機能訓練指導員は、利用者に必要な機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜から日曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時45分
提供時間帯 午前9時30分～午後4時45分

- (3) 利用者定員 1日当たり28名とする。

(通所介護の内容)

第 6 条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員（生活相談の援助）
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等）
- (4) 介護方法の指導
- (5) 健康状態の確認
- (6) 送迎
- (7) 入浴
- (8) 食事の提供

(通所介護と利用料等)

第 7 条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定当該通所介護が、法定代理受領サービスである時は、その1割又は2割又は3割の額とする。

尚、食事費用は、1日730円・おやつ代は1日50円自己負担とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に差額が生じないようにする。
- 3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- (1) 前条に掲げる介護以外のサービス利用に係る費用は、別途徴収するものとする。
- (2) 前項に費用の額に係るサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業実施地域は八千代市全域・習志野台全域。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 9 条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。

- 2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。
- 3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。
- 4 その他この規程に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 事業の提供を行っているときに、利用者に急変が生じた場合は、

速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

(非常災害対策)

第 11 条 非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

(苦情処理等)

第 12 条 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受け付けるための窓口を設置する

2 事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 13 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 虐待の未然防止対策

(2) 虐待の早期発見

(3) 虐待等への迅速かつ適切な対応

(4) 委員会を設置し防止に向けた取り組み

① 委員会を設置し、その活動及び役割、担当者を取り決め、定期的な協議及び発生時の緊急開催を行い必要な措置を講じる

② 上記(1)から(3)に対する整備並びに基本方針の策定と実行

③ 職員に対し研修や、発見時の対応、報告、相談対応の周知

④ 予防、再発防止対策、活動におけるその効果や評価

(その他の事項)

第 14 条 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、適正な勤務体制を整備するとともに、研修の機会を設けるなど、常に従業員の資質向上に努めるものとする。

2 職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密保持について遵守することを、雇用契約の条件とする。

4 この契約に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、社会福祉法人愛生会と事業所の管理者が協議して定めるものとする。

付 則

平成17年5月1日 施行
平成17年10月1日 変更
平成18年4月1日 変更
平成19年1月5日 変更
平成20年10月1日 変更
平成21年4月1日 変更
平成22年11月26日 変更
平成24年3月16日 変更
平成26年1月1日 変更
平成28年2月13日 変更
平成28年10月1日 変更
平成30年8月1日 変更
令和元年10月1日 変更
令和3年4月1日 変更
令和5年5月1日 変更
令和5年7月1日 変更
令和6年4月1日 変更